

平成21年度市県民税(国民健康保険税・長寿医療保険料・介護保険料)申告のご案内

平成21年度(20年分)の市県民税(国民健康保険税・長寿医療保険料・介護保険料)の申告受け付けを2月16日(月)から各会場で行います。(会場や時間等は市報くにさき2月号に掲載します。)

1月20日(火)発送の区長文書で、市県民税申告書、申告案内文書、申告日程表、申告書記入要領の4種類を全戸配布します。昨年同様、氏名等は記載してありませんのでご承知願います。

なお、市県民税申告書等が不足する場合は、本庁税務課または各総合支所地域総務課税務係および、各申告会場に準備しています。

◇還付申告は2月2日から受け付けます

給与や年金所得者で、医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受けようとする方、または平成20年の途中で退職した後、就職せずに年末調整を受けなかった方は2月2日(月)から、本庁税務課または各総合支所税務係で還付申告の受け付けをします。

◇国東地区で申告をされる方へ

昨年と同様に別室を設けて、地区相談日以外に本庁に来られる方の相談に対応しますが、会場が狭いうえ、対応する職員も少ないので本庁での申告受付は大変混雑することが予想されますので、国東地区の方は、必ず地区相談日をご利用ください。

◇住宅ローン減税(住宅借入金等特別控除額)の調整

昨年から実施された市県民税に対する住宅ローン減税(住宅借入金等特別控除)で、所得税から住宅ローン控除額を控除しきれなかった分は、平成21年度課税分の住民税(所得割)から控除されます。

年末調整や確定申告において、平成20年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合は、3月16日(月)までに、昨年と同様、本庁税務課または各総合支所地域総務課税務係へ「住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

申告書は本庁税務課および各総合支所地域総務課税務係に用意しています。申告の際には借入金の年末残高等証明書のコピーと源泉徴収票、印鑑が必要ですので必ずご持参ください。

問 い 合 わ せ

税務課市民税係	☎0978-72-5162 内線131・132・133・136・178
国見総合支所地域総務課税務係	☎0978-82-1111 内線224・225
武蔵総合支所地域総務課税務係	☎0978-68-1111 内線17・18・19
安岐総合支所地域総務課税務係	☎0978-67-1111 内線206・207

平成21年度から市税納期前納付報奨金を廃止

固定資産税と市県民税の納付については、これまで最初の納期までにその年度分を一括して納付した場合に限り、最高で固定資産税が8,500円、市県民税が5,000円の納期前納付報奨金制度を適用してきましたが、平成21年度からこの制度を廃止します。

それに伴い、現在、口座振替で全期前納で納付をされている方で、期別の納付に変更を希望される場合は、届出をされている金融機関で変更の手続きが必要になります。

納税者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

固定資産税の口座振替をご利用の皆様へ

確定申告で、固定資産税の納付の一覧表が必要な場合に限り、本庁税務課又は各総合支所の税務係窓口で申請をいただければ、無料で固定資産税口座振替・自動払込済通知書を発行しますのでご利用ください。

問い合わせ 税務課資産税係 ☎0978-72-5162 内線134~136